

監査告示第10号

令和2年4月27日

| | | |
|----------|----|----|
| 鹿児島市監査委員 | 内山 | 薫 |
| 同 | 小迫 | 義仁 |
| 同 | 仮屋 | 秀一 |
| 同 | 菌田 | 裕之 |

令和元年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき下記のとおり実施した定期監査の結果について、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

記

1 監査対象局部課

| | | |
|-----|-------|-------|
| 環境局 | 資源循環部 | 資源政策課 |
| 建設局 | 道路部 | 道路建設課 |

2 監査の期間

令和元年9月5日から同年11月22日まで

3 監査対象年度

令和元年度事務（令和元年7月31日現在）

補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、平成30年度事務を含む。



資 政 第 297号
令和2年 4月20日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸
(資源政策課取扱い)



令和元年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項に基づき、下記のとおり通知します。

記

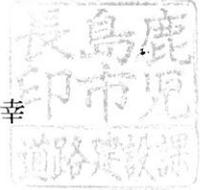
| 指 摘 事 項 等 | 担当局部課 | 措 置 |
|---|-----------------------|--|
| (意見) 鹿児島市環境サービス財団の土地の貸付けについては、地方自治法等の規定を踏まえ、適切に事務処理されたい。 | 環境局 資源循環部 資源政策課 | 平成31年4月1日付で公益財団法人鹿児島市衛生公社から公益財団法人鹿児島市環境サービス財団へ名称変更したことを契機として土地使用貸借契約を締結しました。 |



道建 第 402-2 号
令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸
(道路建設課取扱い)



令和元年度定期監査（第 2 回財務等監査）の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 1 2 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

| 指 摘 事 項 等 | 担当局部課 | 措 置 |
|---|---------------------|---|
| (意見) 業務の効率性を考慮し、東桜島地区の土木関係業務に関する所管については見直しを検討されたい。 | 建設局 道路部 道路建設課 | 道路建設課、道路維持課及び道路管理課において実施している東桜島地区の土木関係業務については、令和 2 年度より道路建設課桜島建設事務所へ移管・集約しました。 なお、東桜島総務市民課で行っている簡易な土木関係業務については、市民窓口や迅速な対応が必要であることから、現行体制のままとしています。 |